

## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 45 号	平成29年度盛岡市一般会計補正予算 (第 5 号) .....	1
議案第 46 号	平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算 (第 1 号) .....	15
議案第 47 号	平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算 (第 1 号) .....	18
議案第 48 号	平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算 (第 2号) .....	21
議案第 49 号	平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 3 号) .....	24
議案第 50 号	平成29年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号) .....	29
議案第 51 号	平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号) .....	34
議案第 52 号	平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 2 号) .....	37
議案第 53 号	平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算 (第 1 号) .....	40
議案第 54 号	平成29年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計補正予算 (第 1 号) .....	43
議案第 55 号	平成29年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 2 号) .....	別冊
議案第 56 号	平成29年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) .....	別冊
議案第 57 号	平成29年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 2 号) .....	別冊
議案第 58 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例について.....	46
議案第 59 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正 する条例について.....	72
議案第 60 号	盛岡市介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例について.....	100
議案第 61 号	市道の路線の認定, 廃止及び変更について.....	126

議案第 45 号

平成29年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 766,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,193,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 42,256,682	千円 300,000	千円 42,556,682
	1 市民税	20,513,880	300,000	20,813,880
6 地方消費税交付金		5,455,825	100,000	5,555,825
	1 地方消費税交付金	5,455,825	100,000	5,555,825
11 地方交付税		13,897,536	△39,638	13,857,898
	1 地方交付税	13,897,536	△39,638	13,857,898
13 分担金及び負担金		1,490,649	△106,611	1,384,038
	1 負担金	1,490,649	△106,611	1,384,038
14 使用料及び手数料		1,856,535	△5,408	1,851,127
	1 使用料	1,321,194	6,206	1,327,400
	2 手数料	476,363	△8,958	467,405
	3 証紙収入	58,978	△2,656	56,322
15 国庫支出金		18,727,778	247,427	18,975,205
	1 国庫負担金	15,154,681	212,369	15,367,050
	2 国庫補助金	3,509,000	36,892	3,545,892
	3 委託金	64,097	△1,834	62,263
16 県支出金		7,030,495	185,938	7,216,433
	1 県負担金	4,679,143	136,136	4,815,279
	2 県補助金	1,854,830	54,306	1,909,136

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 委託金	496,522	△4,504	492,018
17 財産収入		686,588	150,622	837,210
	1 財産運用収入	161,817	29,485	191,302
	2 財産売却収入	524,771	121,137	645,908
18 寄附金		202,817	△99,962	102,855
	1 寄附金	202,817	△99,962	102,855
19 繰入金		2,288,415	△344,297	1,944,118
	1 特別会計繰入金	30,936	12,536	43,472
	2 基金繰入金	2,257,479	△356,833	1,900,646
21 諸収入		1,493,790	257,109	1,750,899
	1 延滞金、加算金及び過料	135,137	58,424	193,561
	2 市預金利子	1,122	2,330	3,452
	3 貸付金元利収入	407,777	△184	407,593
	4 受託事業収入	5,803	△653	5,150
	5 雑入	943,951	197,192	1,141,143
22 市債		10,414,377	120,892	10,535,269
	1 市債	10,414,377	120,892	10,535,269
歳入合計		108,427,056	766,072	109,193,128

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		660,076	1,614	661,690
	1 議会費	660,076	1,614	661,690
2 総務費		11,312,655	△36,705	11,275,950
	1 総務管理費	9,394,083	27,614	9,421,697
	2 徴税费	1,096,065	△14,355	1,081,710
	3 戸籍住民基本台帳費	592,894	△59,614	533,280
	4 選挙費	117,233	△1,792	115,441
	5 統計調査費	33,741	8,947	42,688
	6 監査委員費	78,639	2,495	81,134
3 民生費		44,412,129	270,725	44,682,854
	1 社会福祉費	17,778,200	246,975	18,025,175
	2 児童福祉費	18,549,506	△52,089	18,497,417
	3 生活保護費	8,084,423	75,839	8,160,262
4 衛生費		8,249,104	△143,678	8,105,426
	1 保健衛生費	2,107,621	16,568	2,124,189
	2 清掃費	4,030,815	△132,749	3,898,066
	3 保健所費	2,110,668	△27,497	2,083,171
5 労働費		251,825	△6,228	245,597
	1 労働諸費	251,825	△6,228	245,597

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 農林費		2,720,643	△2,948	2,717,695
	1 農業費	2,395,157	△11,031	2,384,126
	2 林業費	325,486	8,083	333,569
7 商工費		1,219,784	△115,311	1,104,473
	1 商工費	1,219,784	△115,311	1,104,473
8 土木費		15,025,003	205,214	15,230,217
	1 土木管理費	232,510	△2,835	229,675
	2 道路橋りょう費	4,310,874	279,523	4,590,397
	3 河川費	572,810	△3,715	569,095
	4 都市計画費	8,510,464	△16,257	8,494,207
	5 住宅費	1,398,345	△51,502	1,346,843
9 消防費		3,893,513	△30,855	3,862,658
	1 消防費	3,893,513	△30,855	3,862,658
10 教育費		7,718,444	663,614	8,382,058
	1 教育総務費	839,478	△10,862	828,616
	2 小学校費	1,954,615	387,569	2,342,184
	3 中学校費	1,248,730	428,113	1,676,843
	4 高等学校費	712,562	△18,552	694,010
	5 幼稚園費	355,507	△4,572	350,935

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	2,411,684	△116,277	2,295,407
	7 保健体育費	195,868	△1,805	194,063
11 災害復旧費		205,422	80,563	285,985
	1 公共土木施設災害復旧費	94,917	△19,176	75,741
	2 農林業施設災害復旧費	102,104	0	102,104
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,401	99,739	108,140
12 公債費		12,708,458	△119,933	12,588,525
	1 公債費	12,708,458	△119,933	12,588,525
歳	出	合	計	
		108,427,056	766,072	109,193,128

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国土調査事業(補助)	22,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設開設準備経費助成事業	37,260
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	242,763
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	44,000
6 農林費	1 農業費	経営体育成支援事業	9,632
		産地パワーアップ事業	101,236
		農業基盤整備事業	17,044
7 商工費	1 商工費	工業振興事業	4,634
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	7,247
		市道舗装二次改築事業	8,364
		市道舗装新設改良事業	3,734
		側溝整備事業	12,180
		踏切拡幅対策事業	12,653
		社会資本整備総合交付金事業(雪寒)	10,723
		都南中央第二地区生活環境整備事業	12,660
		都南中央第三地区生活環境整備事業	19,343
		道明地区生活環境整備事業	76,998
		下飯岡地区生活環境整備事業	5,271
		二子沢線道路整備事業	6,133
		岩手公園開運橋線道路整備事業	160,912
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	3,394
		津志田白沢線道路整備事業	5,960
		谷地頭外1路線道路整備事業	8,551
東中野門線道路整備事業	8,000		
下田生出線道路整備事業	17,841		



款	項	事業名	金額
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	2,986
		渋民東線道路整備事業	12,918
		永井街道線道路整備事業	833
		割船線道路整備事業	24,349
		橋りょう維持補修事業	94,191
		ひとにやさしいみちづくり事業	3,197
		高櫓線道路整備事業	105,709
		渋民好摩線道路整備事業	10,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	146,724
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	103,009
		西部線外道路整備事業	20,832
		柴沢下田線道路整備事業	53,234
		好摩芋田向線道路整備事業	10,300
		繁26号線道路整備事業	76,507
		岩手飯岡駅東西線道路整備事業	60,864
		交通安全施設整備事業	11,357
		みたけ4号線道路整備事業	51,102
	3 河川費	都市基盤河川改良事業	250,800
		河川等維持管理事業	3,750
		急傾斜地崩壊対策事業	776
		普通河川改良事業	77,870
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	48,717
		都南中央第三地区土地区画整理事業	80,515
		太田地区土地区画整理事業	220,539
		梨木町上米内線街路事業	176,336
		盛岡駅南大通線街路事業	7,460
		明治橋大沢川原線街路事業	51,372

款	項	事業名	金額
		上厨川厨川五丁目線街路事業	78,800
		盛岡駅青山線街路事業	111,301
		動物公園総務事務	20,868
		都市公園整備事業（補助）	30,285
		お城を中心としたまちづくり事業	4,802
	5 住宅費	公営住宅建設事業	280,522
9 消防費	1 消防費	防災施設整備事業	24,968
10 教育費	2 小学校費	緑が丘小学校屋内運動場長寿命化改修事業	235,714
		トイレ改修事業	140,814
	3 中学校費	学校施設防災対策事業	75,242
		厨川中学校屋内運動場長寿命化改修事業	364,484
	6 社会教育費	志波城跡用地取得事業	749
11 災害復旧費	2 農林業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	9,820
	3 その他公共施設・ 公用施設 災害復旧費	総務施設災害復旧事業	99,763
		商工施設災害復旧事業	7,471

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（単独）	17,267	35,401
	2 農林業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	8,815	81,131

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
仙北プール及び管理棟解体工事に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	33,815
うえだ保育園園舎解体事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	3,348
廃棄物処分場の残余容量測量及び埋立計画策定に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	3,900
中央通勤労青少年ホーム解体事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	4,882
産業等用地整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	6,000
市道大沢川原一丁目北山一丁目線舗装二次改築工事に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	15,000
市道開運橋西仙北線外路線区画線設置工事(第1工区)に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	5,000
市道虫壁線待避所設置その3工事に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	13,500
動物公園高圧受電設備修繕に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	126,740
木伏緑地トイレ等建設に伴う地下駐輪場荷重検討に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	782
校舎等維持補修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	2,085
小学校プール改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	13,413

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
仁王小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	131,889
大新小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	103,486
見前小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	6,501
小学校施設防災対策事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	5,552
城西中学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	52,650
中学校施設防災対策事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	4,320
中央公民館第2企画展示室大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	6,669

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	5,109,977	4,775,769	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 平成29 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
肴町分庁舎解体事業債	6,300	3,500			
青山支所大規模 改修事業債	1,300	1,000			
青山地区活動センター 大規模改修事業債	19,500	15,000			
仙北地区活動センター 複合化・大規模改修事業債	19,000	14,100			
武道館大規模改修事業債	19,900	14,600			
総合アリーナ整備事業債	18,600	18,100			
都南東部体育館 整備事業債	21,500	0			
山岸児童センター大規模 改修事業債	4,700	3,700			
旧とりょう保育園 解体事業債	6,600	4,100			
青山老人福祉センター 大規模改修事業債	10,900	8,400			
愛宕山老人福祉センター 複合化・大規模改修事業債	3,500	2,800			
山岸老人福祉センター 大規模改修事業債	2,500	2,000			
農村整備事業債	21,800	31,600			
林道整備事業債	26,200	21,900			
公有林整備事業債	34,900	31,500			
農民研修センター大規模 改修事業債	2,400	3,500			
勤労青少年ホーム複合化 事業債	13,500	10,000			
地方道路等整備事業債	2,188,600	2,203,800			
道路整備事業債	152,000	146,200			
道路長寿命化改修事業債	47,600	47,100			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
高齢者・障害者にやさしいみちづくり事業債	11,800	10,400			
急傾斜地崩壊対策事業債	6,000	500			
河川整備事業債	220,900	219,400			
公園整備事業債	287,900	288,300			
公営住宅建設事業債	557,600	474,200			
消防施設整備事業債	47,000	43,600			
仁王小学校校舎長寿命化改修事業債	7,900	5,500			
大新小学校校舎長寿命化改修事業債	9,600	5,800			
緑が丘小学校屋内運動場長寿命化改修事業債	8,400	204,600			
トイレ改修事業債	0	98,900			
巻堀中学校施設整備事業債	51,300	50,700			
仙北中学校施設整備事業債	184,500	181,300			
城西中学校屋内運動場改築事業債	26,700	26,400			
学校施設防災対策事業債	9,400	54,900			
城西中学校校舎長寿命化改修事業債	2,500	2,100			
厨川中学校屋内運動場長寿命化改修事業債	10,900	323,600			
藪川地区公民館移転整備事業債	155,400	142,900			
少年自然の家大規模改修事業債	486,000	418,800			
中央公民館複合化・大規模改修事業債	54,000	43,300			
(仮称)盛岡学校給食センター建設事業債	5,300	2,300			
総務施設災害復旧債	0	57,000			
農業用施設災害復旧債	45,000	44,800			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
道路橋りょう災害復旧事業債	59,700	42,100			
公園災害復旧事業債	8,400	8,300			
計	10,414,377	10,535,269			

議案第 46 号

平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		6,218	292	6,510
	1 使用料	6,217	291	6,508
	2 手数料	1	1	2
2 繰入金		2,370	△416	1,954
	1 一般会計繰入金	2,370	△416	1,954
3 繰越金		1	415	416
	1 繰越金	1	415	416
4 諸収入		2	△1	1
	2 雑入	1	△1	0
歳入合計		8,591	290	8,881

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設浄化槽管理費		千円 6,221	千円 290	千円 6,511
	1 公設浄化槽管理費	6,221	290	6,511
歳 出 合 計		8,591	290	8,881

議案第 47 号

平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,052千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 525,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		73,334	601	73,935
	1 使用料	73,179	601	73,780
2 国庫支出金		14,000	△4,496	9,504
	1 国庫補助金	14,000	△4,496	9,504
3 繰入金		441,911	△2,138	439,773
	1 一般会計繰入金	441,911	△2,138	439,773
4 繰越金		1	1,677	1,678
	1 繰越金	1	1,677	1,678
5 諸収入		1	302	303
	1 延滞金	1	302	303
6 財産収入		0	2	2
	1 財産運用収入	0	2	2
歳入合計		529,247	△4,052	525,195

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 17	千円 △15	千円 2
	1 農業集落排水整備費	17	△15	2
2 農業集落排水施設管理費		106,278	△4,037	102,241
	1 農業集落排水施設管理費	106,278	△4,037	102,241
歳 出 合 計		529,247	△4,052	525,195

議案第 48 号

平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）

平成29年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 898千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 11,771	千円 △234	千円 11,537
	1 一般会計繰入金	11,771	△234	11,537
3 諸収入		56,671	△664	56,007
	1 貸付金元利収入	54,702	△104	54,598
	2 雑入	1,969	△560	1,409
歳入合計		132,982	△898	132,084

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付費		千円 132,982	千円 △898	千円 132,084
	2 貸付事務費	13,943	△898	13,045
歳 出 合 計		132,982	△898	132,084



議案第 49 号

平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）

平成29年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,166,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,796,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		5,334,555	△4,920	5,329,635
	1 国民健康保険税	5,334,555	△4,920	5,329,635
2 使用料及び手数料		4,402	△1	4,401
	2 証紙収入	2	△1	1
3 国庫支出金		6,687,123	△490,844	6,196,279
	1 国庫負担金	4,769,374	△170,456	4,598,918
	2 国庫補助金	1,917,749	△320,388	1,597,361
4 療養給付費交付金		803,636	△35,613	768,023
	1 療養給付費交付金	803,636	△35,613	768,023
5 前期高齢者交付金		7,851,203	5,757	7,856,960
	1 前期高齢者交付金	7,851,203	5,757	7,856,960
6 県支出金		1,347,972	△55,251	1,292,721
	1 県負担金	206,380	△10,336	196,044
	2 県補助金	1,141,592	△44,915	1,096,677
7 共同事業交付金		7,339,041	△375,694	6,963,347
	1 共同事業交付金	7,339,041	△375,694	6,963,347
8 財産収入		55	137	192
	1 財産運用収入	55	137	192
9 繰入金		2,093,296	△271,828	1,821,468

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 一般会計繰入金	2,043,296	△221,828	1,821,468
	2 基金繰入金	50,000	△50,000	0
11 諸収入		105,937	61,909	167,846
	1 延滞金, 加算金及び過料	92,590	62,330	154,920
	2 雑入	13,347	△421	12,926
歳入合計		31,962,700	△1,166,348	30,796,352

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		447,518	△29,015	418,503
	1 総務管理費	256,794	△13,685	243,109
	2 徴税费	190,166	△15,205	174,961
	3 運営協議会費	558	△125	433
2 保険給付費		19,144,785	△518,549	18,626,236
	1 療養諸費	16,683,781	△388,635	16,295,146
	2 高額療養費	2,352,649	△115,642	2,237,007
	4 出産育児諸費	94,353	△13,672	80,681
	5 葬祭諸費	12,000	△600	11,400
3 後期高齢者支援金		3,184,815	△9,198	3,175,617
	1 後期高齢者支援金	3,184,815	△9,198	3,175,617
4 前期高齢者納付金		11,504	122	11,626
	1 前期高齢者納付金	11,504	122	11,626
5 老人保健拠出金		66	△1	65
	1 老人保健拠出金	66	△1	65
6 介護納付金		1,222,297	△11,825	1,210,472
	1 介護納付金	1,222,297	△11,825	1,210,472
7 共同事業拠出金		7,266,041	△600,221	6,665,820
	1 共同事業拠出金	7,266,041	△600,221	6,665,820

款	項	補正前の額	補正額	計
8 保健事業費		千円 251,682	千円 △12,640	千円 239,042
	1 保健事業費	251,682	△12,640	239,042
10 諸支出金		125,501	14,979	140,480
	1 償還金及び還付加算金	125,501	14,979	140,480
歳 出 合 計		31,962,700	△1,166,348	30,796,352

議案第 50 号

平成29年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 457,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,189,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		5,586,145	20,245	5,606,390
	1 介護保険料	5,586,145	20,245	5,606,390
2 使用料及び手数料		721	△102	619
	1 手数料	720	△102	618
3 国庫支出金		5,711,273	68,221	5,779,494
	1 国庫負担金	4,208,006	95,893	4,303,899
	2 国庫補助金	1,503,267	△27,672	1,475,595
4 支払基金交付金		6,581,447	30,076	6,611,523
	1 支払基金交付金	6,581,447	30,076	6,611,523
5 県支出金		3,398,960	31,193	3,430,153
	1 県負担金	3,260,197	64,124	3,324,321
	2 県補助金	138,763	△32,931	105,832
6 財産収入		97	85	182
	1 財産運用収入	97	85	182
7 繰入金		3,452,759	71,627	3,524,386
	1 一般会計繰入金	3,452,759	71,627	3,524,386
8 繰越金		5	231,543	231,548
	1 繰越金	5	231,543	231,548
9 諸収入		535	4,197	4,732

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金, 加算金及び過料	千円 100	千円 250	千円 350
	2 雑入	435	3,947	4,382
歳	入	合	計	
		24,731,942	457,085	25,189,027



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 396,943	千円 30,356	千円 427,299
	1 総務管理費	202,257	26,602	228,859
	2 徴収費	36,436	651	37,087
	3 介護認定審査会費	156,524	3,103	159,627
2 保険給付費		22,979,083	635,834	23,614,917
	1 介護サービス等諸費	20,925,123	482,597	21,407,720
	2 介護予防サービス等諸費	585,657	141,841	727,498
	5 高額医療合算介護サービス等費	53,788	11,396	65,184
3 地域支援事業費		879,131	△257,235	621,896
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	503,806	△243,631	260,175
	2 一般介護予防事業費	16,013	△615	15,398
	3 包括的支援事業・任意事業費	353,052	△8,622	344,430
	4 その他諸費	5,982	△4,432	1,550
	5 高額介護予防サービス費	138	176	314
	6 高額医療合算介護予防サービス費	140	△111	29
4 基金積立金		470,481	10,670	481,151

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 基金積立金	470,481	10,670	481,151
5 諸支出金		5,304	37,460	42,764
	1 償還金及び還付加算金	5,304	37,460	42,764
歳	出	合	計	
		24,731,942	457,085	25,189,027

議案第 51 号

平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,994,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		2,392,968	42,677	2,435,645
	1 後期高齢者医療保険料	2,392,968	42,677	2,435,645
2 使用料及び手数料		598	△77	521
	1 手数料	598	△77	521
3 繰入金		539,781	5,292	545,073
	1 一般会計繰入金	539,781	5,292	545,073
4 繰越金		1	6,509	6,510
	1 繰越金	1	6,509	6,510
5 諸収入		7,067	66	7,133
	1 延滞金, 加算金及び過料	865	△76	789
	3 雑入	2	142	144
歳 入 合 計		2,940,415	54,467	2,994,882

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 37,535	千円 △844	千円 36,691
	1 総務管理費	2,875	△16	2,859
	2 徴収費	34,660	△828	33,832
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,895,680	55,311	2,950,991
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,895,680	55,311	2,950,991
歳 出 合 計		2,940,415	54,467	2,994,882

議案第 52 号

平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成29年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,532千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,441,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		643,746	△5,378	638,368
	1 使用料	643,745	△5,381	638,364
	2 手数料	1	3	4
2 繰入金		583,423	△6,289	577,134
	1 一般会計繰入金	583,423	△6,289	577,134
3 繰越金		1	1,305	1,306
	1 繰越金	1	1,305	1,306
4 諸収入		226,275	△1,170	225,105
	1 雑入	226,275	△1,170	225,105
歳入合計		1,453,445	△11,532	1,441,913

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 585,074	千円 △11,532	千円 573,542
	1 市場管理費	585,074	△11,532	573,542
歳 出 合 計		1,453,445	△11,532	1,441,913



議案第 53 号

平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 13,623	千円 7,072	千円 20,695
	1 財産運用収入	13,623	7,072	20,695
2 繰越金		1	40	41
	1 繰越金	1	40	41
歳入合計		13,624	7,112	20,736

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 13,624	千円 7,112	千円 20,736
	1 管理事務費	13,624	7,112	20,736
歳 出 合 計		13,624	7,112	20,736

議案第 54 号

平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,807千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 8	千円 4,502	千円 4,510
	2 財産売払収入	1	4,502	4,503
2 繰入金		695	△695	0
	1 一般会計繰入金	695	△695	0
歳 入 合 計		704	3,807	4,511

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産費		千円 704	千円 3,807	千円 4,511
	1 財産管理費	704	3,807	4,511
歳 出 合 計		704	3,807	4,511

議案第 58 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例等の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一  
部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例等の一部を改正する条例

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一  
部改正)

第 1 条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第45条～第49条)」を  
第 5 節  
第 6 節  
共生型障害福祉サービスに関する基準 (第44条の 2～第44条の 4)  
基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第45条～第49条) に、「第 5 節 基準該当障  
害福祉サービスに関する基準 (第96条～第98条)」を  
第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する  
第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関  
する基準 (第95条の 2～第95条の 5)  
する基準 (第96条～第98条) に、「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 110条の 2～第  
第 111条・第 112条)」を  
第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第 110条の 2～第  
第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 111条・第 1  
110条の 4)  
12条) に、「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 150条～第 151条)」  
「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第 149条の 2～第 149条の 4)  
を  
第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 150条～第 151条) に、「第  
第 5 節 共生型障  
5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 160条～第 161条)」を  
第 6 節 基準該当  
害福祉サービスに関する基準 (第 159条の 2～第 159条の 4)  
障害福祉サービスに関する基準 (第 160条～第 161条) に、「第 168条」を「第 167条  
「第13章 就労定着支援  
第 1 節 基本方針 (第 194条の 2)

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6～第194

の2）に、「第13章 共同生活援助」を 第14章 自立生活援助

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17～第194

第15章 共同生活援助

条の4）

条の12）

に、「第201条」を「第200条の5」に、「第5節 外部サービス利用型指定共同生

条の15）

条の20）

」

「第5節 日中サービス支

第1款 趣旨及び基本

第2款 人員に関する

第3款 設備に関する

第4款 運営に関する

第6節 外部サービス利

活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

方針（第200条の6・第200条の7）

基準（第200条の8・第200条の9）

基準（第200条の10）

基準（第200条の11～第201条）

用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

多機能型に関する特例（第202条・第203条）

削除

」を「第16章 多機能型に関する特例（第202

「第14章  
に、  
第15章



条～第 205条)」に、「第16章」を「第17章」に、「第17章」を「第18章」に改める。

第2条第2項第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第4条第1項中「第7章から第13章」を「第8章から第15章」に改める。

第49条第1項中「前節」を「第4節」に、「準用する第32条」を「読み替えて準用する第32条」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する第27条」を「読み替えて準用する第27条」に改め、同条第2項中「並びに前節」を「第4節」に、「)並びに」を「)及び」に、「準用する第32条」を「読み替えて準用する第32条」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する第27条」を「読み替えて準用する第27条」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

##### (共生型居宅介護の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

##### (共生型重度訪問介護の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数で

あるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第44条の4 第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項並びに第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条の4において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条の4において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条の4において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第44条の4において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条の4において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条の4において準用する第36条」と読み替えるものとする。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）のうち、通い

サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「以下同じ。）の」を「第150条の2及び第160条の2において同じ。）の」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において）」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び同項第2号の食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

##### （共生型生活介護の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であ

ること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第1号の食堂及び指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第2号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第2号の機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同

じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する登録者をいう。) の数と共生型生活介護, 共生型自立訓練 (機能訓練) (第149条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第159条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条, 第149条の3及び第159条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) にあっては, 18人) 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する通いサービ

スをいう。以下この条，第 149条の 3 及び第 159条の 3 において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この条，第 149条の 3 及び第 159条の 3 において同じ。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ，同表の当該右欄に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては 12 人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第 87 条第 1 項第 1 号若しくは第 196 条第 1 項第 1 号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 49 条第 1 項第 1 号の居間及び指定地域密着型サービス基準条例第 87 条第 1 項第 2 号若しくは第 196 条第 1 項第 2 号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 49 条第 1 項第 2 号の食堂をいう。以下同じ。）は，機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第 83 条若しくは第 192 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 95 条の 5 第 10 条から第 18 条まで，第 20 条，第 21 条，第 23 条，第 24 条，第 29 条，第 37 条から第 42 条まで，第 52 条，第 59 条から第 62 条まで，第 68 条，第 70 条から第 72 条まで，第 75 条から第 77 条まで，第 79 条及び第 81 条並びに前節（第 95 条を除く。）の規定は，共生型生活介護の事業について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 95 条の 5 において読み替えて準用する第 91 条」と，第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項」と，第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 95 条の 5 において準用する第 84 条第 2 項」と，第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条の 5 において読み替えて準用する次条第 1 項」と，「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と，第 61 条中「前

条」とあるのは「第95条の5において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第95条の5において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の5において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の5において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条の5」と、第91条中「第94条」とあるのは「第95条の5において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第95条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

第100条第1項第2号中「指定共同生活援助事業者」の次に「、第200条の6に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号ア中「指定共同生活援助」の次に「、第200条の6に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「）又は」を「）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第200条の8第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。）又は」に改め、同条第2項第2号中「である」を「（第200条の6に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「を提供する」を「（第200条の6に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数及び」を「（第200条の8第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「指定共同生活援助事業所」の次に「、第200条の8第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「指定共同生活援助」の次に「、第200条の6に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

##### （共生型短期入所の基準）

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短

期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室(指定居宅サービス等基準条例第151条第3項第1号又は指定介護予防サービス等基準条例第133条第3項第1号の居室をいう。)の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第4項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第



30条, 第37条から第43条まで, 第52条, 第62条, 第68条, 第70条から第72条まで, 第75条, 第76条, 第89条, 第92条から第94条まで及び第99条並びに前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第110条の4において準用する第108条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第110条の4において準用する第105条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第110条の4において準用する第105条第2項」と, 第94条中「前条」とあるのは「第110条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画(以下この条において「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同条第2項を削り, 同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同項を同条第2項とし, 同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に, 「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同項を同条第4項とする。

第142条中「, 省令第6条の7第1号に規定する者に対し」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に, 「準用する第91条」を「読み替えて準用する第91条」に, 「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に, 「準用する前条」と, 「」を「読み替えて準用する前条」と, 「」に, 「準用する第60条」を「読み替えて準用する第60条」に, 「準用する第94条」を「読み替えて準用する第94条」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に, 「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め, 同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし, 第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

##### (共生型自立訓練(機能訓練)の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は, 次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を, 指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 149条の 3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型事業所等にあつては12人）までの範囲とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第 192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 149条の 4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで及び第 142条並びに前節（第 149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 149条の 4において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第

1項」とあるのは「第149条の4において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条の4において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条の4において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の4において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条の4において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条の4」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条の4において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第152条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対し」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に、「準用する第91条」を「読み替えて準用する第91条」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する前条」と、「」を「読み替えて準用する前条」と、「」に、「準用する第94条」を「読み替えて準用する第94条」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の基準）

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用

者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 159条の 3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第 192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 159条の 4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第 147条、第 148条及び第 152条並びに前節（第 159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 159条の 4において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第 159条の 4において準用する第 157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 159条の 4にお

いて準用する第 157条第 2 項」と、第 59条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 159条の 4 において読み替えて準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第 60条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第 61条中「前条」とあるのは「第 159条の 4 において読み替えて準用する前条」と、第 91条中「第 94条」とあるのは「第 159条の 4 において読み替えて準用する第 94条」と、第 94条中「前条」とあるのは「第 159条の 4 において準用する前条」と、第 158条第 2 項第 1 号中「次条」とあるのは「第 159条の 4」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 156条第 1 項」とあるのは「第 159条の 4 において準用する第 156条第 1 項」と、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 159条の 4」と読み替えるものとする。

第 10 章第 4 節中第 168 条の前に次の 1 条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第 167 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第 172 条中「第 86 条」の次に「、第 87 条、第 88 条」を加え、「第 157 条の 2、第 146 条及び第 147 条」を「第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2」に、「準用する第 91 条」を「読み替えて準用する第 91 条」に、「準用する次条第 1 項」を「読み替えて準用する次条第 1 項」に、「準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号」を「読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号」に、「準用する第 60 条」を「読み替えて準用する第 60 条」に、「準用する第 94 条」を「読み替えて準用する第 94 条」に、「この条」を「この項」に改める。

第 17 章を第 18 章とし、第 16 章を第 17 章とする。

第 15 章の章名を削る。

第 202 条第 1 項中「（指定通所支援基準第 5 条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第 66 条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第 14 章を第 16 章とする。

第 198 条の 5 第 1 項中「第 201 条」を「第 200 条の 5」に改める。

第 198 条の 6 中「第 201 条において」を「第 200 条の 5 において読み替えて」に改める。

第 199 条第 3 項中「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第 201 条中「第 201 条」を「第 200 条の 5」に、「準用する第 60 条」を「読み替えて準用する第 60 条」に改め、同条を第 200 条の 5 とする。

第 201 条の 2 中「前節」を「第 4 節」に改める。

第 13 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第200条の6 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第200条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上とする。

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上とする。

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とする。

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。
- 3 前2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第200条の9 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第3款 設備に関する基準

（設備）

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置し、かつ、入所施設又は病院の敷地外に設置しなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。
- 5 建物の構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、当該一の建物の入居定員の合計数は、前項の規定にかかわらず、20人以下とする。
- 6 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、第4項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めたときは30人）以下とすることができる。
- 7 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。
- 8 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けな

なければならない。

9 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

10 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供において必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

(2) 一の居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4款 運営に関する基準

##### (実施主体)

第200条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

##### (介護及び家事等)

第200条の12 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

##### (社会生活上の便宜の供与等)

第200条の13 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て当該利用者に代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。



(協議の場の設置等)

第 200条の14 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等の報告をし、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第 201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第198条の6中「第200条の5」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

## 第13章 就労定着支援

### 第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第5条第15項の厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービスの事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くこととする。

(1) 利用者の数が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

3 第1項の就労定着支援員及び前項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備、備品等）

第 194条の 5 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所に、指定就労定着支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

#### 第 4 節 運営に関する基準

##### (サービス管理責任者の責務)

第 194条の 6 サービス管理責任者は、第 194条の12において読み替えて準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

##### (実施主体)

第 194条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間に於いて通常の事業所に新たに雇用させた障害者の数を 3 で除して得た数が 1 人以上である生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

##### (職場への定着のための支援の実施)

第 194条の 8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその家族等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面により提供するとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

##### (サービス利用中に離職する者への支援)

第 194条の 9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供する期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、その後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

##### (運営規程)

第 194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の

運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項  
(記録等の整備)

第 194条の11 指定就労定着支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は，利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (2) 次条において準用する第20条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 次条において準用する第30条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第 194条の12 第10条から第24条まで，第30条，第34条から第42条まで，第59条，第60条，第62条及び第68条の規定は，指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 194条の10」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第 194条の12において準用する次条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 194条の12において準用する第22条第2項」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第 194条の12において読み替えて準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

#### 第14章 自立生活援助

##### 第1節 基本方針

第 194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，定

期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問，当該利用者からの相談への対応等により，当該利用者の状況の把握をするとともに，必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が，保健，医療，福祉，就労支援，教育等の業務を行う関係機関との密接な連携の下で，当該利用者の意向，適性，障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて，適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は，次の各号に掲げるものとし，その員数は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに，1人以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1人に，利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は，1人に，利用者の数が25人を超えて25人又は25人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数とする。

3 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は，専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は，指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の5の規定は，指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は，指定障害福祉サービス事業者（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。），指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は，おおむね1週間に1回以上，利用者の居宅を訪問することにより，当該利用者の心身の状況，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の

把握を行うとともに、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第 194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに、当該利用者の居宅への訪問等により、当該利用者の状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定により把握した利用者の状況を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡の体制を確保しなければならない。

(準用)

第 194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第 194条の6、第 194条の10及び第 194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 194条の20において準用する第 194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第 194条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 194条の20において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第 194条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第 194条の6中「第 194条の12」とあるのは「第 194条の20」と、第 194条の11第2項第1号中「次条」とあるのは「第 194条の20」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第 194条の20」と読み替えるものとする。

附則第8項中「第 201条」を「第 200条の5」に改める。

附則第12項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第12項及び第13項中「第 199条第3項」の次に「及び第 200条の12第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第14項中「まで」の次に「及び第 200条の8第1項第2号イからエまで」を加える。

(盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2条 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年

条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

附則第32項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

(盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

### 第3条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第52号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「。以下同じ」を削り、「)の事業及び」を「)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対し」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に、「準用する第17条第1項」を「読み替えて準用する第17条第1項」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する前条」を「読み替えて準用する前条」に改める。

第56条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対し」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に、「準用する第17条第1項」を「読み替えて準用する第17条第1項」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する前条」を「読み替えて準用する前条」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加え、「準用する第17条第1項」を「読み替えて準用する第17条第1項」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する前条」を「読み替えて準用する前条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

共生型障害福祉サービス，就労定着支援，自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する基準を定めるとともに，指定障害者支援施設の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止するほか，必要な規定の整備をしようとするものである。



議案第 59 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「又は」を「, 介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は」に改め、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員, 事務員その他の従業者

第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同じ。)及び」を「同じ。)に」に、「, 特別養護老人ホーム及び」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。), 特別養護老人ホームに」に改め、「)を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「又は地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」に、「場

合の」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「（第40条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）」を削る。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条第6項中「）又は」を「）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は」に改める。

第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第8項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第10項の前の見出しを削る。

(盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第11条第12項中「)又は」を「)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第17条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条～第47条)」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第42条の2・第42条の3)に、第5節 削除」を「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条～第47条)」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第114条～第131条)」に、「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第182条～第188条)」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第81条の2・第181条の3)に改める。」に改める。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬の状況、口腔<sup>くわう</sup>の機能の状態その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行

うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して利用者に必要のないサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。以下同じ。）又は重度訪問介護の利用者の数を指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介

護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第79条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第81条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当た  
る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者は、次の各号に掲げるも  
のとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加え  
る。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

第81条第2項中「、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項」を「、同項」に、「前項」  
を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看  
護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」  
を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「、指定介  
護予防サービス等基準条例第89条第1項」を「、同項」に改める。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3  
項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第39条」を「第36条まで、第37条から第39条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

#### 第5節 共生型居宅サービスに関する基準

##### （共生型通所介護の基準）

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」  
という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項  
に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉  
サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、

指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第 153条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第 143条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第 153条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第 1 項に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第 142条に規定する指定自立支援（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第 152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 115条 第 9 条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第 101条及び第 102条第 4 項並びに前節（第 113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、

第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「、第99条及び」を「及び第99条並びに」に改める。

第138条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第165条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第168条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「、第147条及び」を「及び第147条並びに」改め、「静養室等」との次に「、第167条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条

において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の3」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条第1号中「おいて」を「おける」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入



所者とみなした場合における入所定員及び療養室の定員

第 207条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第 207条第 2 項中「指定介護予防サービス等基準条例第 192条第 1 項」を「同項」に改める。

第 215条第 1 号及び第 2 号中「おいて」を「おける」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合における入居定員及び療養室の定員

第 218条第 2 項中「指定介護予防サービス等基準条例第 203条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「第 2 項に」を「同項に」に改め、同条第 8 項中「のうち 1 人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「それぞれ」を削る。

第 226条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 237条及び第 248条中「第 41 条」を「第 36 条まで、第 37 条から第 41 条」に改める。

第 255条第 1 号中「利用料」の次に「基準省令第 199 条第 1 号の全国平均貸与価格」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第 256条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第 263条中「第 35 条」の次に「第 36 条、第 37 条」を加える。

第 265条中「から第 37 条まで」を「第 36 条、第 37 条」に改める。

第 276条中「第 35 条」の次に「第 36 条、第 37 条」を、「利用者」との次に「第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第 17 項の前の見出しを削る。

附則に次の 3 項を加える。

31 第 218 条の規定にかかわらず、療養病床等（医療法第 7 条の 2 第 1 項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第 33 項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療

所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第33項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数を置くこと。

32 第 240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数を置くこととする。

33 第 220条及び第 242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）」を  
第7  
第8  
節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）  
節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）」に改める。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の  
数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

第80条第2項中「指定居宅サービス等基準条例第81条第1項」を「同項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「看護職員」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「指定居宅サービス等基準条例第91条第1項」を「同項」に改める。

第90条第1項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を、「もの（以下）の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

#### 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24条例第50号）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(同条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条」とあるのは「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第 175条第 1 項第 4 号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 192条及び第 196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第 175条第 2 項中「前項に」を「同項に」に改める。

第 176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 180条第 1 号中「おいて」を「おける」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における入所定員及び療養室の定員

第 192条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第 192条第 2 項中「，指定居宅サービス等基準条例第 207条第 1 項」を「，同項」に改める。

第 196条第 1 号及び第 2 号中「おいて」を「おける」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合における入居定員及び療養室の定員

第 204条第 2 項中「指定居宅サービス等基準条例第 217条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「第 2 項に」を「同項に」に改め、同条第 8 項中「のうち 1 人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「それぞれ」を削る。

第 212条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 251条第 1 号中「利用料」の次に「，基準省令第 278条第 1 号の全国平均貸与価格」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格の異なる

複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第 252条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第14項の前の見出しを削る。

附則に次の 3 項を加える。

30 第 204条の規定にかかわらず，療養病床等（医療法第 7 条の 2 第 1 項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第32項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3 月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は診療所の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第32項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次の各号に掲げる従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数を置くこと。

31 第 228条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3 月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は，当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数を置くこととする。

32 第 206条及び第 230条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3 月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室，便所及び食堂を設けないことができる。

（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」  
を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）」  
に「第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」  
に改める。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第2項中「第3条の4第2項」を「第3条の4第2項本文」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（基準省令第3条の4第2項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第2項中「第6条第2項」を「第6条第2項本文」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（同項ただし書の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定

生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第



35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第60条の20の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第60条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第60条の17第2項」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の17第2項」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第83条第1項第1号イ中「及び」を「並びに」に、「の登録者」を「及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第6項の表1の項中「又は」を「，」に改め、「同じ。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 126条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 131条第 4 項中「のうち 1 人以上の者及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 7 項第 1 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第 139条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 152条第 3 項ただし書中「この条」を「この項」に、「」及び「」を「」に「いう。」を「いう。以下この項において同じ。」に、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（同条例第 52 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に、「介護職員」を「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員」に改め、同条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 8 項第 2 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 158条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

こと。

第 166条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 166条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 152条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。

第 169条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 183条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 187条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 192条第 1 項第 1 号イ中「本体事業所」を「第 83条第 7 項に規定する本体事業所」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 6 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「本体事業所」を「第 83 条第 7 項に規定する本体事業所」に、「あつては、」を「あつては」に、「の登録者」を「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」

に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、同条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する厚生労働大臣が定める研修を終了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1人以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、「第172条第2項」を「第172条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない

場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第 194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 195条第 1 項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「あつては、」を「あつては」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第 2 号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第 196条第 2 項第 2 号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができること。

第 200条第 1 項中「介護支援専門員」の次に「（第 192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第 203条中「、第90条」を「、第88条中「第33条第12項」とあるのは「第 192条第13項」と、第90条」に改める。

附則第 5 項から第 7 項までの規定中「平成30年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に改める。  
附則に次の 2 項を加える。

10 第 131条の規定にかかわらず、療養病床等（医療法第 7 条の 2 第 1 項に規定する療養病床等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3 月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。同項において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当な数を置くこと。

11 第 133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「においては施設」を「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設」に、「以下」を「以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改め、同条第2項中「第45条第6項」を「同条第6項」に改める。

第45条第5項の表1の項中「又は」を「、」に改め、「同じ。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項、第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「同じ。)及び」を「同じ。)に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に」に、「をいう。)」を「をいう。以下この項において同じ。)」に、「介護職員」を「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員」に、「第52条第2項」を「指定地域密着型サービス条例第188条第2項」に改める。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第27条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第27条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」に改め、同条第6項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第44条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

附則第6項から第10項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。



第3条第3項中「附則第百三十条の二第一項」を「附則第130条の2第1項」に改め、同条第7項ただし書中「」及び「以下この項において同じ。」に「」に、「場合の」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第9項から第12項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第11条 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「こと」の次に「、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができること」を加え、同条第6項中「第3項の」を「第4項の」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加

える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号ただし書中「やむを得ない」を「利用者（末期の悪性腫瘍の患者であるものに限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬の状況、口腔<sup>くわう</sup>の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第16条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第19号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法第8条の2第14項」を「同条第14項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「こと」の次に「、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」を加え、同条第6項中「第3項の」を「第4項の」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3

項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬の状況、口腔の機能の状態その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際は、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条中盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第255条第1号の改正規定、第5条中盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第251条第1号の改正規定及び第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第5条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」とい

- う。)第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 4 平成33年3月31日までの間は、第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

#### 提案理由

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

議案第 60 号

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条～第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条～第42条）
- 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
  - 第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）
  - 第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）
- 第6章 雑則（第55条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護医療院は，長期にわたり療養が必要である者に対し，施設サービス計画に基づき，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより，入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は，入所者の意思及び人格を尊重し，常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

3 介護医療院は，明るく家庭的な雰囲気有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村（特別区を含む。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者を

いう。以下同じ。), 居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。), 他の介護保険施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「市町村等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室(法第111条第1項に規定する療養室をいう。以下同じ。)のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、認知症である高齢者のうち身体合併症を有するもの等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

## 第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者(次号において「I型入所者」という。)の数を150で除して得た数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者(同号において「II型入所者」という。)の数を300で除して得た数を加えて得た数以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除して得た数に、II型入所者の数を6で除して得た数を加えて得た数以上
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当な数
- (4) 栄養士 入所定員100人以上の介護医療院にあつては、1人以上
- (5) 介護支援専門員 1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上を標準とする。
- (6) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当な数
- (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当な数

2 前項及び第6項の入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数の平均値とする。ただし、新規に法第107条第1項の許可を受ける場合は、1日当たりの入所者の数の推定数とする。

3 第1項及び第6項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、

介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第1号から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除して得た数以上の数を置くこと。

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当な数を置くこと。

### 第3章 施設及び設備に関する基準

#### (施設)

第5条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 汚物処理室

2 前項第1号から第6号までに掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 談話室 入所者相互並びに入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所及び便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造等)

第6条 介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）

は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建又は平家建の介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第45条第4項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて、第32条の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条の訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携の体制を整備すること。

(2) 療養室等を2階以上の階に設ける場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等を3階以上の階に設ける場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に



算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、これらによる危害の防止のために必要な方法を講ずること。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建の介護医療院の建物であつて、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき前項の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（第5項において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、当該入所申込者に対し、自ら適切な介護医療院サービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、当該介護医療院サービスの提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所のときに要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては入所の日付並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、入所者の退所に際しては退所の日付を、当該入所申込者又は当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を

記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項及び次条において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選択する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理容及び美容に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の厚生労働大臣が

定めるところによるものとする。

- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養において必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）を行うに当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の要望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の要望を勘案し、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を記載した文書を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）を行うに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に入所者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者

に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。  
(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断に基づき、療養を適切に行うこと。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮し、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第18条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

(6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養において必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の食事について、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。



(1) 正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型特定施設（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、当該介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りではない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員並びにⅠ型療養床に係る入所定員及びⅡ型療養床に係る入所定員
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。  
(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防等のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託しようとするときは、当該業務を適正に行う能力のある者に委託しなければならない。

(1) 医療法施行規則第9条の8第1項に規定する検体検査の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

4 前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の8並びに別表第1の2及び別表第1の3

(2) 前項第2号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の9

(3) 前項第3号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の12

(4) 前項第4号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の13

（協力病院等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（運営規程の概要等の掲示）

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密の保持等）

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供するときは、あらか

じめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応等)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第45条第 5 項の国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において「連合会」という。）が行う法第 176条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
  - 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第49条において同じ。）により一体的に構

成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 施設及び設備に関する基準

（施設、構造等）

第45条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項第1号及び第2号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、アからウまでに定める基準

ア 共同生活室

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(9) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(7) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。

3 前項第2号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備（放射線に関するものを除く。）の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建又は平家建のユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見を聴いて、第54条において準用する第32条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条の訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携の体制を整備すること。

(2) 療養室等を2階以上の階に設ける場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等を3階以上の階に設ける場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、これらの危害の防止のために必要な方法を講ずること。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合にあっては、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えないこと。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 ユニット型介護医療院の放射線に関する構造設備の基準については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

6 第4項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建のユニット型介護医療院の建物であつて、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入居者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第3節 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入



居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選択する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理容及び美容に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第47条 介護医療院サービスは、入居者の有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者の私生活についての秘密の確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその

家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、そのときにおける入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図るとともに、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の

従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重するとともに、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員並びにⅠ型療養床に係る入居定員及びⅡ型療養床に係る入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配

置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床等（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者

- が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
  - 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。
  - 5 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
  - 6 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
  - 7 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護

医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

**提案理由**

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めようとするものである。

議案第 61 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 842	向中野 264号線	向中野字細谷地 101番 1 地先	向中野字細谷地24番 2 地先
C a 843	向中野 265号線	向中野字細谷地98番 1 地先	向中野字細谷地86番 1 地先
C a 844	向中野 266号線	向中野字細谷地94番地先	向中野字細谷地76番 1 地先
C a 845	向中野 267号線	向中野字細谷地85番 2 地先	向中野字細谷地 102番地先
玉 622	舟田西 4 号線	下田字陣場39番54地先	下田字陣場 128番地先
都 4189	西鹿渡 6 号線	三本柳 2 地割33番 6 地先	三本柳 2 地割33番11地先
都 4190	神田東 2 号線	永井19地割 8 番19地先	永井19地割24番 3 地先
都 4191	神田東 3 号線	永井19地割 8 番13地先	永井19地割 8 番 8 地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 272	向中野17号線	向中野字細谷地79番地先	向中野字細谷地70番地先
C c 230	中太田 9 号線	中太田新田25番地の 264地先	中太田新田25番地の 302地先
C c 303	下太田30号線	下太田沢田24番 5 地先	中太田泉田 9 番地の40地先
C c 320	下太田34号線	下太田榑13番地の 1 地先	下太田榑14番地の20地先

3 路線の変更

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 258	向中野 8 号線	新 向中野字細谷地89番 1 地先	新 向中野 7 丁目20番 1 地先

		旧	向中野字細谷地13番地地先	旧	向中野字細谷地74番地の2地先
C a 804	向中野 234号線	新	向中野字細谷地 109番地先	新	向中野字細谷地24番9地先
		旧		旧	向中野字細谷地 103番地先
C c 4	下太田本宮1号線	新	下太田榑13番1地先	新	下太田杉田24番1地先
		旧	下太田榑13番4地先	旧	下太田杉田24番地の1地先
C c 201	下太田10号線	新	下太田榑3番地先	新	下太田沢田11番1地先
		旧	下太田沢田68番2地先	旧	下太田沢田11番地の1地先
C c 229	中太田8号線	新	中太田新田25番 457地先	新	中太田新田25番 142地先
		旧	中太田泉田75番地の1地先	旧	中太田新田25番地の142地先
C c 272	中太田22号線	新	中太田泉田88番地先	新	下太田沢田 116番地先
		旧	中太田泉田21番地地先	旧	下太田沢田38番地の2地先
C c 521	下太田 234号線	新	下太田田端5番2地先	新	下太田田中82番3地先
		旧		旧	下太田田中11番地先

#### 提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



## 平成29年度盛岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 事業収益	7,740,169千円	157,682千円	7,897,851千円
第1項 営業収益	6,741,198千円	45,078千円	6,786,276千円
第2項 営業外収益	998,971千円	68,440千円	1,067,411千円
第3項 特別利益	0千円	44,164千円	44,164千円
	支	出	
第1款 事業費	6,213,884千円	△50,905千円	6,162,979千円
第1項 営業費用	5,590,610千円	△142,996千円	5,447,614千円
第2項 営業外費用	611,907千円	90,085千円	701,992千円
第3項 特別損失	1,367千円	2,006千円	3,373千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額4,137,589千円」を「不足する額3,873,427千円」に、

「当年度分損益勘定留保資金等2,035,660千円」を「当年度分損益勘定留保資金等1,771,498千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	586,864千円	△10,013千円	576,851千円
第1項 工事負担金	329,659千円	△11,032千円	318,627千円
第2項 負担金	10,000千円	27,576千円	37,576千円
第4項 国庫補助金	165,459千円	△26,640千円	138,819千円
第5項 固定資産売却代金	0千円	83千円	83千円

	支	出	
第1款 資本的支出	4,724,453千円	△274,175千円	4,450,278千円
第1項 建設改良費	2,736,724千円	△283,741千円	2,452,983千円
第5項 その他資本的支出	0千円	9,566千円	9,566千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,228,822千円	50,226千円	1,279,048千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条中「68,000千円」を「50,000千円」に改める。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成29年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業収益			7,740,169	157,682	7,897,851	
	1 営業収益		6,741,198	45,078	6,786,276	
		1 給水収益	6,578,955	84,309	6,663,264	水道料金
		2 他会計 負担金	64,385	△ 21,182	43,203	退職手当負担金 △25,311 児童手当負担金 326 消火栓維持管理負担金 3,803
		3 受託工事 収益	49,859	△ 17,204	32,655	受託工事収益 △17,224 給水工事料 20
		5 その他の 営業収益	43,602	△ 845	42,757	手数料 515 庁舎管理負担金等 △1,360
	2 営業外 収益		998,971	68,440	1,067,411	
		1 受取利息 及び配当金	3,139	1,169	4,308	預金利息 870 有価証券利息 299
		3 引当金 戻入益	134,357	58,989	193,346	退職給付引当金戻入益
		4 長期前受金 戻入	651,722	△ 13,825	637,897	長期前受金の減価償却費見合い分の 収益化
		5 下水道使用 料取扱事務 負担金	187,850	△ 967	186,883	下水道使用料取扱事務負担金
		6 雑収益	21,157	23,074	44,231	被災地派遣職員負担金等
	3 特別利益		0	44,164	44,164	
		1 過年度 損益修正益	0	1,164	1,164	過年度損益修正益
		2 その他 特別利益	0	43,000	43,000	損害賠償和解金

支 出

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 事業費			6,213,884	△ 50,905	6,162,979	
	1 営業費用		5,590,610	△ 142,996	5,447,614	
		1 原水及び 浄水費	1,147,442	△ 87,091	1,060,351	給料 △10,187 諸手当 1,487 賃金 △3,627 法定福利費 △2,733 報償費 42 被服費 △214 備用品費 306 燃料費 4,106 光熱水費 110 印刷製本費 150 通信運搬費 △231 委託料 △11,947 手数料 △69 修繕費 △45,487 動力費 △5,000 薬品費 △15,300 材料費 225 工事請負費 1,360 厚生費 △57 租税公課 △6 保険料 △19
		2 配水費	398,640	△ 10,840	387,800	給料 △727 諸手当 △1,561 賃金 39 法定福利費 △509 被服費 △160 燃料費 62 通信運搬費 △259 委託料 △10,459 手数料 10 賃借料 △505 修繕費 3,287 厚生費 △13 租税公課 △6 保険料 △39
		3 給水費	236,673	△ 9,917	226,756	給料 1,089 諸手当 △1,016 法定福利費 △59 被服費 △144 備用品費 1,836 燃料費 22 委託料 △7,000 修繕費 △4,610 厚生費 △18 保険料 △17
		4 メータ一 関係費	271,420	△ 36,826	234,594	給料 6 諸手当 △515 法定福利費 △54 被服費 △124 燃料費 13 委託料 △10,549 手数料 △10 修繕費 △25,590 厚生費 △3

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
		5 漏水防止費	215,916	△ 9,623	206,293	給料 △1,587 諸手当 △437 法定福利費 △576 被服費 △224 燃料費 32 光熱水費 △440 通信運搬費 △350 委託料 △8,448 手数料 329 修繕費 3,269 工事請負費 △1,173 厚生費 △18
		6 受託工事費	44,210	△ 16,686	27,524	修繕費 △16,563 材料費 △123
		7 業務費	451,952	△ 16,802	435,150	給料 △272 諸手当 34 法定福利費 70 報償費 △15,913 被服費 △58 備用品費 △3 燃料費 2 通信運搬費 4,023 委託料 △4,752 手数料 65 厚生費 2
		8 総係費	550,384	91,824	642,208	給料 △4,100 諸手当 △2,949 貸金 △82 報酬 △8 法定福利費 △1,626 旅費及び交通費 12 退職給付費 84,557 報償費 △470 備用品費 △6,029 燃料費 160 光熱水費 △3,530 印刷製本費 △797 通信運搬費 325 委託料 △10,159 手数料 9 貸借料 4,313 修繕費 △2,040 食糧費 △2 厚生費 △59 会費負担金 △80 保険料 13 補助金 △3,181 負担金 32,727 貸倒損失 2,414 貸倒引当金繰入額 2,406
		9 減価償却費	2,108,973	△ 14,840	2,094,133	有形固定資産減価償却費
		10 資産減耗費	165,000	△ 32,195	132,805	固定資産除却費
	2 営業外用		611,907	90,085	701,992	
	2	消費税及び地方消費税	232,530	90,084	322,614	

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
		3 雑支出	23	1	24	不用品売却原価
	3 特別損失		1,367	2,006	3,373	
		1 固定資産売却損	0	83	83	車両運搬具
		2 過年度損益修正損	850	1,530	2,380	水道料金の損益修正等
		3 減損損失	517	303	820	施設用土地
		4 固定資産譲渡損	0	90	90	車両運搬具

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

( 単 位 千 円 )

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			586,864	△ 10,013	576,851	
	1 工 事 負 担 金		329,659	△ 11,032	318,627	
		1 工 事 負 担 金	329,659	△ 11,032	318,627	加入金 36,954 その他工事負担金 △47,986
	2 負 担 金		10,000	27,576	37,576	
		1 他 会 計 負 担 金	10,000	27,576	37,576	消火栓設置負担金
	4 国 庫 補 助 金		165,459	△ 26,640	138,819	
		1 国 庫 補 助 金	165,459	△ 26,640	138,819	生活基盤施設耐震化等交付金
	5 固 定 資 産 売 却 代 金		0	83	83	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	0	83	83	車両運搬具

支 出

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1	資 本 的 出 支		4,724,453	△ 274,175	4,450,278	
	1	建 設 費	2,736,724	△ 283,741	2,452,983	
		1 配 給 水 施 設 費	2,153,423	△ 53,310	2,100,113	給料 △4,143 諸手当 1,587 賃金 3 法定福利費 △1,700 旅費及び交通費 49 被服費 △255 備用品費 △52 燃料費 51 委託料 △6,275 賃借料 △1 工事請負費 △68,967 補償費 △5,000 厚生費 △41 租税公課 △8 保険料 △9 負担金 31,451
		2 浄 配 水 場 施 設 整 備 費	533,355	△ 228,476	304,879	給料 △2,065 諸手当 △1,108 法定福利費 △773 旅費及び交通費 64 被服費 △83 委託料 △10,250 手数料 23 工事請負費 △214,172 補償費 △100 厚生費 △12
		3 そ の 他 施 設 費	49,946	△ 1,955	47,991	工事請負費 △324 土地取得費 672 車両運搬具取得費 △1,085 工具器具備品取得費 △1,218
	5	そ の 他 的 出 支	0	9,566	9,566	
		1 返 還 金	0	9,566	9,566	消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返納



平成29年度盛岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第2号）  
（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益	1,402,089	280,845	1,682,934
減価償却費	2,108,973	△14,840	2,094,133
減損損失	517	303	820
資産減耗費	165,000	△32,195	132,805
購入有価証券の利息調整分	0	△5	△5
引当金の増減額（△は減少）	△5,878	24,586	18,708
長期前受金戻入額	△651,722	13,825	△637,897
受取利息及び受取配当金	△3,139	△1,169	△4,308
支払利息	379,354	0	379,354
有形固定資産売却損益・譲渡損	0	173	173
未収金の増減額（△は増加）	△41,794	31,529	△10,265
未払金の増減額（△は減少）	57,276	△389,039	△331,763
たな卸資産の増減額（△は増加）	△6,472	16,021	9,549
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△6	0	△6
小計	3,404,198	△69,966	3,334,232
利息及び配当金の受取額	3,139	1,169	4,308
利息の支払額	△379,354	0	△379,354
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,027,983	△68,797	2,959,186
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△2,536,528	△275,131	△2,811,659
有形固定資産の売却による収入	0	77	77
有価証券の取得による支出	△700,000	0	△700,000
工事負担金等による収入	257,758	△105,005	152,753
国庫補助金等による収入	165,459	△26,640	138,819
他会計からの負担金による収入	10,000	27,576	37,576
補助金等の返還による支出	△1,000	△9,566	△10,566
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,804,311	△388,689	△3,193,000
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,286,729	0	△1,286,729
他会計からの出資による収入	81,746	21,000	102,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,204,983	21,000	△1,183,983
資金増減額（△は減少）	△981,311	△436,486	△1,417,797
資金期首残高	10,199,720	1,727,054	11,926,774
資金期末残高	9,218,409	1,290,568	10,508,977

# 給 与 費

## 1 総 括

区 分		職 員 数		給
		特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	( - ) 114	451,196
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	( - ) 19	66,730
	合 計	1	( - ) 133	517,926
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	( - ) 114	466,974
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	( - ) 19	72,938
	合 計	1	( - ) 133	539,912
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	( - ) 0	△ 15,778
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	( - ) 0	△ 6,208
	合 計	0	( - ) 0	△ 21,986

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	15,842	9,818	7,572	456	1,264	50,970
	補 正 前	15,900	9,682	7,675	0	1,188	42,832
	比 較	△ 58	136	△ 103	456	76	8,138

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

# 明 細 書 ( 補 正 分 )

与 費		法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
336,076	787,272	151,040	212,055	1,150,367
40,261	106,991	21,690	0	128,681
376,337	894,263	172,730	212,055	1,279,048
340,237	807,211	156,251	128,479	1,091,941
39,782	112,720	24,161	0	136,881
380,019	919,931	180,412	128,479	1,228,822
△ 4,161	△ 19,939	△ 5,211	83,576	58,426
479	△ 5,729	△ 2,471	0	△ 8,200
△ 3,682	△ 25,668	△ 7,682	83,576	50,226

休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
1,187	4,344	90	7,054	118,168	77,092	7,781	74,699
1,915	4,344	144	7,048	126,611	80,506	8,456	73,718
△ 728	0	△ 54	6	△ 8,443	△ 3,414	△ 675	981

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	△21,986	1 給与改定に伴う増減分 764	給料表の改定に伴う増加分 764千円
		2 その他の増減分 △22,750	新陳代謝等その他の増減分 △22,750千円
職員手当	△3,682	1 制度改正に伴う増減分 2,350	奨励手当の改定に伴う増加分 2,350千円
		2 その他の増減分 △6,032	

備	考
給与改定の状況 給料表改定率（企業職(1)）0.18% 実施時期 平成29年4月1日	
年間支給割合 1.75月（改定前1.70月）	

平成29年度盛岡市水道事業予定貸借対照表（補正第2号）

（平成30年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土地 3,249,546

イ 立木 16,465

ウ 建物 4,147,796

減価償却累計額 △ 1,791,046 2,356,750

エ 建物附属設備 1,083,707

減価償却累計額 △ 869,428 214,279

オ 構築物 79,823,781

減価償却累計額 △ 35,191,191 44,632,590

カ 機械及び装置 15,052,589

減価償却累計額 △ 11,290,839 3,761,750

キ 車両運搬具 186,957

減価償却累計額 △ 132,609 54,348

ク 工具器具備品 366,408

減価償却累計額 △ 263,399 103,009

ケ 有形固定資産建設仮勘定 339,805

有形固定資産合計 54,728,542

(2) 無形固定資産

ア ダム使用权 975,389

イ 電話加入権 2,867

ウ 無形固定資産建設仮勘定 1,645,263

無形固定資産合計 2,623,519

(3) 投資

ア 投資有価証券 1,899,965

投資合計 1,899,965

固定資産合計 59,252,026

2 流動資産

(1) 現金預金 10,508,977

(2) 未収金 747,042

貸倒引当金 △ 10,756 736,286

(3) 貯蔵品 73,669

流動資産合計 11,318,932

資産合計 70,570,958

## 負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,795,013	
	企業債合計		9,795,013
	(2) 引当金		
	ア 退職給付引当金	775,306	
	イ 修繕引当金	3,196,203	
	引当金合計		3,971,509
	固定負債合計		13,766,522
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,332,531	
	企業債合計		1,332,531
	(2) 未払金		998,369
	(3) 引当金		
	ア 退職給付引当金	59,938	
	イ 賞与引当金	57,479	
	ウ 法定福利費引当金	11,030	
	引当金合計		128,447
	(4) その他流動負債		466,485
	流動負債合計		2,925,832
5	繰延収益		
	長期前受金		29,988,611
	長期前受金収益化累計額		△ 14,241,084
	繰延収益合計		15,747,527
	負債合計		32,439,881

## 資 本 の 部

6	資本金		27,873,623
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	ア 国庫、県補助金	46,357	
	イ 工事負担金	1,853,280	
	ウ 受贈財産評価額	736,520	
	エ 寄附金	160	
	オ その他資本剰余金	14,142	
	資本剰余金合計		2,650,459

(2) 利益剰余金

ア 減債積立金	2,619,259	
イ 建設改良積立金	2,964,802	
ウ 災害対策準備金	340,000	
エ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,682,934</u>	
利益剰余金合計		<u>7,606,995</u>
剰余金合計		<u>10,257,454</u>
資本合計		<u>38,131,077</u>
負債資本合計		<u>70,570,958</u>



## 平成29年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 事業収益	8,545,886千円	81,835千円	8,627,721千円
第1項 営業収益	7,063,190千円	△35,720千円	7,027,470千円
第2項 営業外収益	1,476,558千円	△14,934千円	1,461,624千円
第3項 特別利益	6,138千円	132,489千円	138,627千円
	支	出	
第1款 事業費	7,941,827千円	55,711千円	7,997,538千円
第1項 営業費用	6,825,265千円	21,098千円	6,846,363千円
第2項 営業外費用	1,078,981千円	△18,081千円	1,060,900千円
第3項 特別損失	27,581千円	52,694千円	80,275千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,478,498千円」を「3,489,949千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	2,554,671千円	94,559千円	2,649,230千円
第1項 企業債	1,193,200千円	12,100千円	1,205,300千円
第2項 負担金及び分担金	672,771千円	△3,558千円	669,213千円
第3項 補助金	688,700千円	86,000千円	774,700千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	17千円	17千円

		支	出	
第1款	資本的支出	6,033,169千円	106,010千円	6,139,179千円
第1項	建設改良費	2,309,708千円	103,872千円	2,413,580千円
第2項	企業債償還金	3,723,403千円	460千円	3,723,863千円
第3項	その他資本的支出	58千円	1,678千円	1,736千円

(企業債)

第4条 予算第6条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業債	1,022,400千円	1,086,600千円	借入先 財務省, 銀行 その他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成29年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	170,800千円	118,700千円			
合計	1,193,200千円	1,205,300千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	572,828千円	11,100千円	583,928千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条中「20,000千円」を「10,000千円」に改める。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

## 注 記（補正第2号）

平成29年度盛岡市下水道事業会計予算注記2(1)中「19,035,310千円」を「19,324,049千円」に改める。

# 平成29年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

## 収益的収入及び支出

### 収 入

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業収益			8,545,886	81,835	8,627,721	
	1 営業収益		7,063,190	△ 35,720	7,027,470	
		1 下水道料	4,696,269	△ 30,284	4,665,985	下水道使用料
		2 他会計負担金	2,332,400	△ 6,588	2,325,812	一般会計負担金
		3 受託事業収益	24,258	1,152	25,410	受託事業収益
	2 営業外収益		1,476,558	△ 14,934	1,461,624	
		1 受取利息及び配当金	24	106	130	預金利息
		2 他会計負担金	512,874	△ 12,193	500,681	一般会計繰出基準による利子分
		3 引当金戻入益	42,862	7,948	50,810	退職給付引当金戻入益
		4 長期前受金戻入	917,687	△ 10,377	907,310	長期前受金の減価償却費見合い分の収益化
		5 雑収益	3,111	△ 418	2,693	不動産賃貸料等
	3 特別利益		6,138	132,489	138,627	
		1 過年度損益修正益	6,138	132,475	138,613	過年度損益修正益
		2 固定資産売却益	0	14	14	車両売却益

支 出

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業費			7,941,827	55,711	7,997,538	
	1 営業費用		6,825,265	21,098	6,846,363	
		1 管 渠 費	329,688	△ 20,183	309,505	給料 △3,303 諸手当 △1,350 賃金 △41 法定福利費 △1,660 被服費 △125 備用品費 △38 燃料費 38 印刷製本費 53 委託料 △696 手数料 3 貸借料 △60 修繕費 △11,090 動力費 875 材料費 △1,694 工事請負費 △1,035 厚生費 △56 保険料 △4
		2 ポンプ場費	114,311	△ 1,123	113,188	給料 59 諸手当 1,368 法定福利費 160 被服費 △266 燃料費 96 光熱水費 146 通信運搬費 6 委託料 △1,600 手数料 △7 修繕費 △2,341 動力費 807 材料費 451 厚生費 3 保険料 △5
		3 処 理 場 費	123,962	△ 2,259	121,703	給料 △14 諸手当 950 報酬 △38 法定福利費 87 旅費及び交通費 24 被服費 △253 燃料費 251 通信運搬費 18 委託料 △3,423 修繕費 △1,300 動力費 1,438 厚生費 2 保険料 △1
		4 普 及 費	48,645	△ 5,876	42,769	給料 △493 諸手当 340 報酬 △68 法定福利費 △79 旅費及び交通費 2 報償費 △9 被服費 △112 備用品費 △31 燃料費 38 委託料 △15 貸借料 18 厚生費 △2 補助金 △5,465

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
		5 受託事業費	26,564	879	27,443	給料 △34 諸手当 724 法定福利費 186 厚生費 3
		6 業務費	215,829	△ 10,207	205,622	給料 △2,318 諸手当 △2,503 法定福利費 △895 被服費 △45 委託料 △1,890 手数料 17 修繕費 △702 材料費 △882 厚生費 △24 負担金 △965
		7 総係費	210,995	19,788	230,783	給料 △1,672 諸手当 △280 法定福利費 △756 旅費及び交通費 108 退職給付費 23,677 被服費 △117 備用品費 △230 印刷製本費 △23 通信運搬費 2 委託料 417 研修費 △701 厚生費 △101 負担金 △4,952 貸倒引当金繰入額 4,416
		8 流域下水道 管理費	1,679,138	80,930	1,760,068	北上川上流流域下水道維持管理負担金
		9 減価償却費	4,044,133	△ 40,851	4,003,282	固定資産減価償却費
	2 営業外用費		1,078,981	△ 18,081	1,060,900	
		1 支払利息 及び企業債 取扱諸費	926,068	△ 20,945	905,123	企業債利息
		2 消費税及び 地方消費税	149,722	2,918	152,640	
		3 貸倒損失	1,730	△ 55	1,675	受益者負担金・分担金不納欠損
		5 雑支出	392	1	393	還付加算金
	3 特別損失		27,581	52,694	80,275	
		1 固定資産 売却損	0	49	49	車両売却損
		2 過年度損益 修正損	27,581	52,645	80,226	過年度分貸倒引当額等

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

( 単 位 千 円 )

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1	資本的 収 入		2,554,671	94,559	2,649,230		
		1	企業債	1,193,200	12,100	1,205,300	
		1	建設企業債	1,193,200	12,100	1,205,300	公共下水道事業債 64,200 流域下水道事業債 △52,100
	2	負担金及 び分担金	672,771	△ 3,558	669,213		
		1	工事負担金	114,072	405	114,477	受託工事負担金
		2	他会計 負担金	525,412	459	525,871	企業債償還元金に係る負担金
		3	下水道事業 費負担金	20,153	△ 6,051	14,102	下水道事業費受益者負担金
		4	下水道事業 費分担金	13,134	1,629	14,763	下水道事業費分担金
	3	補助金	688,700	86,000	774,700		
		1	国庫補助金	688,700	86,000	774,700	下水道事業費交付金
	4	固定資産 売却代金	0	17	17		
		1	固定資産 売却代金	0	17	17	車両売却代金

支 出

( 単位 千円 )

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考			
1	資本的 支出		6,033,169	106,010	6,139,179				
		1	建設費		2,309,708	103,872	2,413,580		
				1	管渠施設費	1,652,609	292,386	1,944,995	給料 △160 諸手当 6,912 賃金 727 法定福利費 △1,999 報償費 △133 被服費 △226 備用品費 △686 燃料費 11 印刷製本費 189 委託料 1,327 手数料 194 賃借料 2 工事請負費 289,040 補償費 △2,410 厚生費 △38 会費負担金 △1 租税公課 5 保険料 △4 負担金 △11,885 土地取得費 7,751 地上権取得費 3,770
				2	ポンプ場施設費	438,142	△ 135,439	302,703	給料 △6,100 旅費及び交通費 △1 委託料 △7,306 工事請負費 △122,032
				3	処理場施設費	42,797	△ 811	41,986	給料 △100 工事請負費 △710 保険料 △1
				4	流域下水道建設費	170,853	△ 52,065	118,788	北上川上流流域下水道建設負担金
				5	その他施設費	5,307	△ 199	5,108	車両運搬具取得費等
		2	企業 償還 債金		3,723,403	460	3,723,863		
				1	企業償還債金	3,723,403	460	3,723,863	企業償還元金
		3	その 資本 的 支出		58	1,678	1,736		
1	返還金			58	1,678	1,736	下水道事業費交付金の返還金		



平成29年度盛岡市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第2号）  
（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益	521,137	24,965	546,102
減価償却費	4,044,133	△40,851	4,003,282
資産減耗費	32,000	0	32,000
引当金の増減額（△は減少）	127	△169	△42
長期前受金戻入額	△917,687	10,377	△907,310
受取利息及び受取配当金	△24	△106	△130
支払利息	926,068	△20,945	905,123
有形固定資産売却損益（△は益）	0	49	49
未収金の増減額（△は増加）	115,803	△40,036	75,767
未払金の増減額（△は減少）	△334,681	553,388	218,707
たな卸資産の増減額（△は増加）	△10,519	8,336	△2,183
小計	4,376,357	495,008	4,871,365
利息及び配当金の受取額	24	106	130
利息の支払額	△926,068	20,945	△905,123
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,450,313	516,059	3,966,372
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△1,998,140	△1,343,594	△3,341,734
有形固定資産の売却による収入	0	16	16
無形固定資産の取得による支出	△158,197	44,439	△113,758
工事負担金等による収入	136,444	34,120	170,564
国庫補助金等による収入	627,685	580,659	1,208,344
他会計からの負担金による収入	525,412	459	525,871
補助金等の返還による支出	△58	△1,678	△1,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	△866,854	△685,579	△1,552,433
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,193,200	595,800	1,789,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△3,444,858	0	△3,444,858
その他の企業債の償還による支出	△278,545	△460	△279,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,530,203	595,340	△1,934,863
資金増減額（△は減少）	53,256	425,820	479,076
資金期首残高	2,095,544	0	2,095,544
資金期末残高	2,148,800	425,820	2,574,620

# 給 与 費

## 1 総 括

区 分		職 員 数 (人)	給
			給 料 (千円)
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( - ) 44	169,490
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( - ) 22	78,927
	合 計	( - ) 66	248,417
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( - ) 44	177,265
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( - ) 23	85,287
	合 計	( - ) 67	262,552
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( - ) 0	△ 7,775
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( - ) △ 1	△ 6,360
	合 計	( - ) △ 1	△ 14,135

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)
	補 正 後	8,724	3,479	4,169	1,878	34,372	1,007
	補 正 前	9,822	4,967	3,939	2,057	17,879	646
	比 較	△ 1,098	△ 1,488	230	△ 179	16,493	361

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

# 明 細 書 ( 補 正 分 )

与 職員手当 (千円)	費 計 (千円)	法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
145,504	314,994	56,840	49,039	420,873
57,662	136,589	26,466	0	163,055
203,166	451,583	83,306	49,039	583,928
130,017	307,282	59,719	41,260	408,261
50,750	136,037	28,530	0	164,567
180,767	443,319	88,249	41,260	572,828
15,487	7,712	△ 2,879	7,779	12,612
6,912	552	△ 2,064	0	△ 1,512
22,399	8,264	△ 4,943	7,779	11,100

管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
69	3,689	57,477	38,138	4,266	45,898
76	3,689	62,480	40,554	4,658	30,000
△ 7	0	△ 5,003	△ 2,416	△ 392	15,898

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	
給 料	△14,135	1 給与改定に伴う増減分	給料表の改定に伴う増加分	
			427	427千円
		2 その他の増減分	新陳代謝等その他の増減分	
			△14,562	△14,562千円
職員手当	22,399	1 制度改正に伴う増減分	奨励手当の改定に伴う増加分	
			1,141	1,141千円
		2 その他の増減分		
			21,258	

備	考
給与改定の状況 給料表改定率（企業職(1)）0.18% 実施時期 平成29年4月1日	
年間支給割合 1.75月（改定前1.70月）	

平成29年度盛岡市下水道事業予定貸借対照表（補正第2号）

（平成30年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部			
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 土地	1,914,488	
	イ 立木	5,068	
	ウ 建物	2,398,909	
	減価償却累計額	<u>△ 710,235</u>	1,688,674
	エ 建物附属設備	180,554	
	減価償却累計額	<u>△ 38,247</u>	142,307
	オ 構築物	145,654,430	
	減価償却累計額	<u>△ 46,382,063</u>	99,272,367
	カ 機械及び装置	6,249,194	
	減価償却累計額	<u>△ 3,661,528</u>	2,587,666
	キ 車両運搬具	31,730	
	減価償却累計額	<u>△ 20,118</u>	11,612
	ク 工具器具備品	8,498	
	減価償却累計額	<u>△ 3,668</u>	4,830
	ケ 有形固定資産建設仮勘定		<u>1,017,576</u>
	有形固定資産合計		106,644,588
	(2) 無形固定資産		
	ア 施設利用権	<u>6,426,527</u>	
	無形固定資産合計		6,426,527
	(3) 投資		
	ア 基金	<u>30,000</u>	
	投資合計		<u>30,000</u>
	固定資産合計		113,101,115
2	流動資産		
	(1) 現金預金		2,574,620
	(2) 未収金	878,752	
	貸倒引当金	<u>△ 55,254</u>	823,498
	(3) 貯蔵品		<u>7,910</u>
	流動資産合計		<u>3,406,028</u>
	資産合計		<u><u>116,507,143</u></u>

## 負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	34,895,752	
	イ その他の企業債	<u>1,385,309</u>	
	企業債合計		36,281,061
	(2) 引当金		
	ア 退職給付引当金	<u>251,029</u>	
	引当金合計		<u>251,029</u>
	固定負債合計		36,532,090
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,283,095	
	イ その他の企業債	<u>279,246</u>	
	企業債合計		3,562,341
	(2) 未払金		1,034,151
	(3) 引当金		
	ア 賞与引当金	21,958	
	イ 法定福利費引当金	<u>4,302</u>	
	引当金合計		26,260
	(4) その他流動負債		<u>3,886</u>
	流動負債合計		4,626,638
5	繰延収益		
	長期前受金		36,820,670
	長期前受金収益化累計額		<u>△ 14,624,805</u>
	繰延収益合計		<u>22,195,865</u>
	負債合計		63,354,593

## 資 本 の 部

6	資本金		51,672,565
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	ア 国庫, 県補助金	7,268	
	イ 受益者負担金及び分担金	300	
	ウ 受贈財産評価額	95,545	
	エ その他資本剰余金	<u>202,020</u>	
	資本剰余金合計		305,133

(2) 利益剰余金

ア 減債積立金	628,750	
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>546,102</u>	
利益剰余金合計		<u>1,174,852</u>
剰余金合計		<u>1,479,985</u>
資本合計		<u>53,152,550</u>
負債資本合計		<u>116,507,143</u>



## 平成29年度盛岡市病院事業会計補正予算（第2号）

## （総則）

第1条 平成29年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## （収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度盛岡市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 事業収益	4,038,868 千円	133,591 千円	4,172,459 千円
第1項 医業収益	3,509,968 千円	94,004 千円	3,603,972 千円
第2項 医業外収益	528,898 千円	39,573 千円	568,471 千円
第3項 特別利益	2 千円	14 千円	16 千円
	支	出	
第1款 事業費	3,959,544 千円	170,736 千円	4,130,280 千円
第1項 医業費用	3,824,079 千円	158,577 千円	3,982,656 千円
第2項 医業外費用	128,364 千円	△ 1,529 千円	126,835 千円
第3項 特別損失	7,001 千円	13,688 千円	20,689 千円

## （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	633,295 千円	△ 15,388 千円	617,907 千円
第1項 企業債	132,700 千円	△ 15,100 千円	117,600 千円
第2項 出資金	49,765 千円	△ 144 千円	49,621 千円
第3項 他会計からの 長期借入金	175,403 千円	△ 144 千円	175,259 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	633,295 千円	△ 15,388 千円	617,907 千円
第1項 建設改良費	142,701 千円	△ 15,388 千円	127,313 千円

(企業債)

第4条 予算第5条の表の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
医療機器整備 事業債	97,300千円	87,900千円	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証券借入又 は証券発行 借入時期 平成29年度 ただし, 財政の都合 等により起債金額の 全部又は一部を翌年 度に繰り延べて起債 することができる。	年4.0%以内 (ただし, 利率見 直し方式で借り入 れる資金について, 利率の見直しを行 った後においては, 当該見直し後の利 率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
病院整備事業 債	35,400千円	29,700千円			
合 計	132,700千円	117,600千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を, 次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,832,950 千円	16,392 千円	1,849,342 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 予算第9条中「781,776千円」を「921,213千円」に改める。

平成30年3月9日提出

盛岡市長 谷藤裕明

## 注 記(補正第2号)

平成 29 年度盛岡市病院事業会計予算注記2(1)中「3,719,252 千円」を「3,233,585 千円」に改める。  
予算注記3(1)中、「18,478 千円」を「52,786 千円」に改める。

平成29年度盛岡市病院事業会計予算実施計画（補正第2号）

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	事業収益		4,038,868	133,591	4,172,459	
	1	医業収益	3,509,968	94,004	3,603,972	
		1 入院収益	2,502,442	107,932	2,610,374	
		2 外来収益	756,701	△ 5,533	751,168	
		3 その他 医業収益	250,825	△ 8,395	242,430	室料差額収益 14,184 公衆衛生活動収益 △ 27,265 一般会計負担金 1,017 その他医業収益 3,669
	2	医業外 収 益	528,898	39,573	568,471	
		1 受取利息 及び配当金	8	△ 3	5	預金利息
		2 補助金	19,705	1,662	21,367	感染症指定医療機関運 営費補助金 512 感染症外来協力医療機 関整備事業補助金 1,382 新人看護職員研修事業 費補助金 △ 232
		3 負担金 交 付 金	223,002	56,699	279,701	一般会計負担金
		4 患者外 給食収益	11	93	104	
		5 保育所収益	5,786	1,433	7,219	
		6 長期前受金 戻 入	267,921	△ 18,267	249,654	
		7 その他 医業外収益	12,465	△ 2,044	10,421	
	3	特別利益	2	14	16	
		1 過年度 損益修正益	1	14	15	医業収益等の損益修正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考		
1 事業費			3,959,544	170,736	4,130,280			
	1 医業費用		3,824,079	158,577	3,982,656			
		1 給 与 費		2,140,213	37,783	2,177,996	給料	1,064
							手当	66,931
	賃金						16,222	
	報酬						6,777	
	法定福利費						15,154	
	賞与引当金繰入額						2,829	
	法定福利費引当金繰入額						448	
	退職給付引当金繰入額	△ 71,642						
2 材 料 費		637,060	68,141	705,201	薬品費	△ 13,347		
					診療材料費	68,670		
					医療消耗備品費	12,818		
3 経 費		804,416	59,152	863,568	厚生福利費	△ 558		
					報償費	7,922		
					旅費交通費	△ 189		
					職員被服費	572		
					消耗品費	1,916		
					消耗備品費	1,069		
					光熱水費	5,767		
					燃料費	11,927		
					印刷製本費	△ 34		
					使用料及び賃借料	8,759		
					通信運搬費	606		
					委託料	19,526		
					諸会費	30		
雑費	1,839							

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
		4 減価償却費	228,767	△ 8,052	220,715	建物減価償却費 546 器械備品減価償却費 △ 8,598
		5 資産減耗費	476	5,018	5,494	たな卸資産減耗費 766 固定資産除却費 4,252
		6 研究研修費	13,147	△ 3,465	9,682	旅費 △ 1,219 研究雑費 △ 2,246
	2 医業外用費		128,364	△ 1,529	126,835	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	107,084	△ 271	106,813	企業債利息 △ 196 一時借入金利息 △ 75
		2 消費税及び地方消費税	9,883	△ 662	9,221	
		3 保育所運営費	11,395	△ 596	10,799	
	3 特別損失		7,001	13,688	20,689	
		1 過年度損益修正損	7,000	13,688	20,688	医業収益等の損益修正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			633,295	△ 15,388	617,907	
	1 企 業 債		132,700	△ 15,100	117,600	
		1 企 業 債	132,700	△ 15,100	117,600	医療機器整備事業債 △ 9,400 病院整備事業債 △ 5,700
	2 出 資 金		49,765	△ 144	49,621	
		1 他 会 計 出 資 金	49,765	△ 144	49,621	一般会計出資金
	3 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金		175,403	△ 144	175,259	
1 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金		175,403	△ 144	175,259	一般会計からの長期借入金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			633,295	△ 15,388	617,907	
	1 建 設 改 良 費		142,701	△ 15,388	127,313	
		1 資 産 購 入 費	107,285	△ 9,672	97,613	医療機器等購入費
		2 改 良 工 事 費	35,416	△ 5,716	29,700	施設改修工事費

平成29年度盛岡市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第2号）

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位 千円）

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純損失	10,749	△ 46,223	△ 35,474
減価償却費	228,767	△ 8,052	220,715
引当金の増減額（△は減少）	68,000	△ 102,672	△ 34,672
長期前受金戻入額	△ 267,921	18,267	△ 249,654
有形固定資産除却損等	1	4,252	4,253
未収金の増減額（△は増加）	△ 2,493	28,814	26,321
未払金の増減額（△は減少）	△ 137,899	△ 54,837	△ 192,736
たな卸資産の増減額（△は増加）	475	△ 4,849	△ 4,374
その他の流動負債の増減額（△は減少）	16,934	△ 12,122	4,812
小計	23,689	△ 177,422	△ 153,733
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 83,387	△ 177,422	△ 260,809
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 330,104	60,649	△ 269,455
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,678	60,649	5,971
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入による収入	558,000	153,500	711,500
一時借入金の返済による支出	△ 420,000	△ 21,500	△ 441,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	132,700	△ 15,100	117,600
建設改良費等の財源に充てるための他会計からの長期借入金による収入	175,403	△ 144	175,259
他会計からの出資による収入	49,765	△ 144	49,621
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,274	116,612	121,886
資金増加額	△ 132,791	△ 161	△ 132,952
資金期首残高	133,993	1	133,994
資金期末残高	1,202	△ 160	1,042



# 給 与 費 明

## 1 総括

区 分		職 員 数		給
		特別職 (人)	企業職 (人)	給 料 (千円)
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	(-) 214	824,452
	資本勘定支弁職員	0	(-) 0	-
	合 計	1	(-) 214	824,452
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(-) 218	823,388
	資本勘定支弁職員	0	(-) 0	-
	合 計	1	(-) 218	823,388
比 較	損益勘定支弁職員	0	(-) Δ 4	1,064
	資本勘定支弁職員	0	(-) 0	-
	合 計	0	(-) Δ 4	1,064

手 当 の 内 訳	区 分	初任給調整手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	73,600	18,875	25,010
	補正前	63,778	15,936	21,803
	比 較	9,822	2,939	3,207
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正後	13,577	9,352	1
	補正前	13,209	8,892	1
	比 較	368	460	0

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

細 書 ( 補 正 分 )

与 費		法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
手 当 (千円)	計 (千円)			
621,877	1,446,329	268,692	134,321	1,849,342
-	-	-	-	-
621,877	1,446,329	268,692	134,321	1,849,342
554,486	1,377,874	252,390	202,686	1,832,950
-	-	-	-	-
554,486	1,377,874	252,390	202,686	1,832,950
67,391	68,455	16,302	△ 68,365	16,392
-	-	-	-	-
67,391	68,455	16,302	△ 68,365	16,392

住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
16,584	9,565	94,894	104,991	3,010
14,994	11,547	83,941	82,000	5,197
1,590	△ 1,982	10,953	22,991	△ 2,187
管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	
4,538	141,237	93,748	12,895	
3,894	139,531	77,007	12,756	
644	1,706	16,741	139	

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	1,064	1. 給与改定に伴う増減分	給料表の改定に伴う増加分 1,703千円
		2. その他の増減分	育児休業・病気休職者等に係る減少分 △ 14,120千円
			新陳代謝等その他の増減分 △ 639 13,481千円
手 当	67,391	1. 制度改正に伴う増減分	初任給調整手当の改定に伴う増加分 83千円
			勤勉手当の改定に伴う増加分 4,093 4,010千円
		2. その他の増減分	63,298

備	考
給与改定の状況 給料表改定率(行政職)0.18% 実施時期 平成29年4月1日	
最高支給限度額 308,300円(改定前 308,000円)	
 年間支給割合 1.75月(改定前 1.70月)	

平成29年度盛岡市病院事業予定貸借対照表（補正第2号）

（平成30年3月31日）

（単位 千円）

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	ア 土 地		1,390,239	
	イ 建 物	9,572,248		
	減価償却累計額	6,413,952	3,158,296	
	ウ 構 築 物	124,714		
	減価償却累計額	117,525	7,189	
	エ 器 械 備 品	2,317,615		
	減価償却累計額	1,815,966	501,649	
	オ 車 両	2,702		
	減価償却累計額	2,567	135	
	有形固定資産合計			5,057,508
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	ア 電 話 加 入 権		157	
	無形固定資産合計			157
	(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	ア 職 員 貸 付 金		1,223	
	投資その他の資産合計			1,223
	固 定 資 産 合 計			5,058,888
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金			1,042
	(2) 未 収 金		534,159	
	貸倒引当金		3,346	530,813
	(3) 貯 蔵 品			31,743
	流 動 資 産 合 計			563,598
	資 産 合 計			5,622,486
		負 債 の 部		
3	固 定 負 債			
	(1) 企 業 債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		4,574,498	
	企業債合計			4,574,498
	(2) 他 会 計 借 入 金			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		2,623,119	
	他会計借入金合計			2,623,119

(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	1,104,151		
引当金合計		<u>1,104,151</u>	
固定負債合計			8,301,768
4 流動負債			
(1) 一時借入金		270,000	
(2) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	522,385		
企業債合計		<u>522,385</u>	
(3) 未払金		275,209	
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	101,165		
イ 法定福利費引当金	18,321		
引当金合計		<u>119,486</u>	
(5) その他流動負債		19,265	
流動負債合計		<u>1,206,345</u>	
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,507,630	
長期前受金収益化累計額		<u>996,167</u>	
繰延収益合計			<u>511,463</u>
負債合計			<u>10,019,576</u>

### 資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		<u>2,651,958</u>	
資本金合計			2,651,958
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 国庫，県補助金	21,404		
イ 他会計補助金	2,800		
ウ 他会計負担金	427,653		
エ 寄附金	1,450		
オ 受贈財産評価額	2,336		
資本剰余金合計		<u>455,643</u>	
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	7,504,691		
欠損金合計		<u>7,504,691</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,049,048</u>
資本合計			<u>△ 4,397,090</u>
負債資本合計			<u>5,622,486</u>

## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 62 号	平成29年度盛岡市一般会計補正予算 (第 6 号) .....	1
議案第 63 号	盛岡市副市長の選任について.....	別冊
議案第 64 号	盛岡市副市長の選任について.....	別冊
議案第 65 号	盛岡市監査委員の選任について.....	別冊
議案第 66 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について.....	別冊
議案第 67 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて.....	別冊

議案第 62 号

平成29年度盛岡市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度盛岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 310,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,503,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 1,944,118	千円 310,000	千円 2,254,118
	2 基金繰入金	1,900,646	310,000	2,210,646
歳入合計		109,193,128	310,000	109,503,128

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 15,230,217	千円 310,000	千円 15,540,217
	2 道路橋りよう費	4,590,397	310,000	4,900,397
歳	出	合	計	
		109,193,128	310,000	109,503,128

議案第 63 号

盛岡市副市長の選任について

次の者を盛岡市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 162条の規定により同意を求める。

平成30年 3月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

藤 尾 善 一

議案第 64 号

盛岡市副市長の選任について

次の者を盛岡市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 162条の規定により同意を求める。

平成30年 3 月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

柴 田 道 明



議案第 65 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成30年 3 月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

菅 原 和 彦



議案第 66 号

盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第 423条第 3 項の規定により同意を求める。

平成30年 3月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

細 川 卓



議案第 67 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成30年3月27日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

川 村 一 男

兼 平 哲 哉

